

食品寄付者との合意書

公共冷蔵庫への食品寄付者との了承事項

1. 公共冷蔵庫運営団体と、寄付者、寄付企業との合意事項

寄付者、寄付企業（以下甲とする）公共冷蔵庫運営団体（以下乙とする）

1 食品の提供

甲は、乙の希望を考慮して、提供食品の種類や量、配送方法や納期を検討し、乙に対しこれを無償で提供するものとする。甲は、提供する食品の取り扱いに対し、必要な支持をすることができる。

2 提供食品の品質確保

甲は、食品衛生法その他関係する法令に適合（消費期限又は賞味期限内であることを含む。）する食品を乙に提供するものとする。

3 フードバンク活動団体における提供食品の品質管理

乙は、提供食品の品質が保持されるよう適切に取扱うとともに、適正に選別・保存・調理・廃棄して要支援者へ食品を提供するものとする。

4 フードバンク活動団体における転売等の禁止

乙は、甲の合意の下に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。提供する団体によっては、ボランティア活動資金として、会費、利用料等を受け取る団体もあるが、営利目的でない場合と、食品ロス削減の啓蒙活動であるフードリカバリーギフトとしての利用は転売には当たらないものとする。

5 責任の所在

（１）提供段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、甲において品質を保証するが、提供後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守については、乙の責任において管理すること。

（２）食品衛生上の問題については、提供前の原因によるものは甲の責任、提供後の原因によるものは乙又は提供食品の受取先の責任とする。

6 提供食品に係る事故発生時における対応

甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、適用される法令等に従い、

原因究明や事後の対応、再発防止策等について、誠実に協議するものとする。
利用者との窓口は、乙が担当するものとする。

7 提供食品の受取先の範囲

乙は、甲より受け取った提供食品を、適正な管理の上で流通させ、要支援者（児童扶養手当受給者、就学援助受給者、こども食堂、ホームレス他、生活困窮と認められる者、コミュニティフリッジ運営団体、フードパントリー運営団体、児童養護施設、身障者共同生活センターや作業所、母子緊急生活支援を行うシェルターや施設、ホームレスへの緊急支援を行うシェルターや炊き出しをする団体、老人介護施設、ダルク、社会福祉協議会、知的障害者施設、子ども家庭支援センターなどの団体や生活保護申請中の待機家庭、DV相談者や養護施設を出た後の青年、こども支援団体）等に、団体を通じて、又は、直接個人に対して食品を無償で譲渡するものとする。一部、食品ロス削減の啓蒙活動としてのフードリカバリーギフトとしても活用する。

8 個人情報について

利用者の個人情報については最低限しかお預かりしませんが、適切に法令等を遵守し、公共冷蔵庫の運営と、利用者との合意の範囲で使用します。個人情報は乙が責任を持って管理する。

9 システムについて

公共冷蔵庫システムは、食品カテゴリーでの管理となり、公共冷蔵庫の在庫状況を管理するための在庫管理システムになります。提供食品の正確な記録を残すものではありません。システムについての不具合、停止等による影響について、保証することはありません。システムは、日本フードリカバリー協会が必要とした場合は、連絡なく変更するものとする。

10 記録、トレーサビリティについて

寄付いただいた食品についての記録は、検品後、入庫する時に、食品、お菓子、お米、飲料、日配品、その他の6つのカテゴリーに分け登録します。単品管理ではないため、同一カテゴリーの食品と区別することはできません。寄付日での、一括登録ではなく、入庫日での管理となります。利用者の出庫登録が行われている場合は記録が残りますが、出庫登録されていない場合は、誰が持ち帰ったのかの特定はできません。

11 広報について

公共冷蔵庫では、利用者、食品寄付者、資源提供者の募集のための広報活動を行っております。SNS, HP, 講演、メディアで商品の写真、企業名を紹介させていただく場合があります。広報活動に制限が必要な場合は、あらかじめご連絡ください。

1 2 報告、利用者メッセージについて

提供食品の入庫状況、利用者からのありがとうメッセージ、ウィッシュリストは、食品提供者マイページで確認いただけます。

1 3 合意書の有効期間

本合意書の有効期間は、申込承認日から満1年間とする。申し込みフォームのチェックボックスにチェックを入れたことで、合意書に同意したとみなすものとする。

期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

以上